

サービス内容・重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、当事業者がご本人に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者の名称	社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会
事業者の所在地	徳島県美馬市脇町大字脇町1265番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	会 長 大垣 賢次郎
電話番号	0883-53-7432

2. ご利用事業所

利用事業所の名称	美馬市社協ケアプランセンター
事業者の所在地	徳島県美馬市脇町大字脇町1265番地1
管理者の氏名	高田 千春
電話番号	0883-52-0567
FAX 番号	0883-53-6490
指定事業所番号	3670500085

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人美馬市社会福祉協議会が設置する美馬市社協ケアプランセンターが行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	事業者の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 職員の勤務体制

従業者の職種	職員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	4人	常勤4人

5. 営業日

営業日	月曜日～金曜日（但し国民の休日、12月29日～1月3日除く）
受付	午前8時30分～午後5時15分までとし、 営業日以外は24時間電話対応

6. 提供するサービス

居宅サービス計画の作成

◎ サービス計画までの手順は次の通りです。

- ・ご自宅を訪問し、ご本人やご家族からお話を伺います。
- ・ご本人の了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・サービス計画を作成し、内容、利用料、保険の適用などをご説明し、了解を得ます。

情報の提供

要介護認定の更新申請、変更申請の代行

居宅サービス事業者との契約締結に関する必要な援助
関連事業者等の連絡調整
給付管理票の作成・提出

*毎月、国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

- (1) このサービスの提供にあたっては、ご本人の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努め、適切にサービスを提供します。
- (2) サービスの提供は丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがありましたら担当介護支援専門員に、ご遠慮なく質問して下さい。

7. 利用料及び利用者負担

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、**利用者負担はありません。**

(1) 基本料金

居宅介護支援費（Ⅰ）取扱件数45件未満

要介護1又は要介護2	1,086単位/月
要介護3、要介護4又は要介護5	1,411単位/月

(2) 加算

※特定事業所加算

- (Ⅰ) 519単位/月 (Ⅱ) 421単位/月 (Ⅲ) 323単位/月
 (A) 114単位/月
 特定事業所医療介護連携加算 125単位/月

※初回加算 300単位/月

※その他、状態に応じた加算があります。

- ・退院・退所加算 450単位/月、600単位/月、600単位/月、750単位/月、900単位/月、
- ・入院時情報連携加算 (Ⅰ) 250単位/月 (Ⅱ) 200単位/月
- ・緊急時居宅カンファレンス加算 200単位/回(月2回限度)
- ・ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月
- ・通院時情報連携加算 50単位/月

(3) 交通費…通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費(事業所から1キロメートル当たり15円)が必要です。

8. 事業の実施地域

通常の事業実施地域は美馬市全域です。(但し特別な場合、近隣地域の受け入れを行う場合もあります。)

9. 緊急時の対応

利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、別途定める「緊急時対応マニュアル」により、対応を行います。また、事故が発生した場合、速やかに原因を追及して、再発生を防ぐための対策を行います。

10. 虐待防止について

利用者の権利擁護や虐待等の防止のため必要な措置を講じるとともに、虐待または虐待が疑われる場合には速やかに責任者に報告し、これを美馬市に通報します。

11. ハラスメント対応について

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指すとともに利用者等が職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為に対応するため必要な措置を講じます。

12. 衛生管理について

適切な衛生管理を実施するとともに感染症の予防及び感染蔓延防止に努めます。

13. 事業継続について

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護支援が受けられるよう事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

14. 苦情等申立先

美馬市社協 ケアプランセンター	利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 利用方法 電話番号 0883-52-0567 場所 美馬市脇町大字脇町1265番地1 担当者 甲田 美紀
社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会	利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 利用方法 電話番号 0883-53-7432 場所 美馬市脇町大字脇町1265番地1
美馬市保健福祉部 福祉事務所 長寿・障がい福祉課	利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 利用方法 電話番号 0883-52-5605 場所 美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
徳島県国民健康 保険団体連合会	利用時間 平日 午前8時30分～午後5時 利用方法 電話番号 088-666-0117

第三者委員

地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見をいただいています。本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます

脇町	佐藤 充生	090-1579-8209
美馬	田邊 正枝	090-4979-1648
穴吹	藤川 和幸	090-1570-8087

福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無

有 ・ 無

直近の実施日	
評価機関名称	
評価結果の開示	

15. 居宅介護支援提供に関する個人情報の同意について

居宅介護支援の提供を受けるにあたって、次の各号に定める事由について同意をお願いします。

- (1) 要介護認定に関わる調査内容、介護認定審査会による判定結果、意見及び主治医意見書、介護保険被保険者証の写し等を居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設関係者に提示することについて
- (2) 各サービス提供者の参加によって行われるサービス担当者会議に、契約者及びその家族の個人情報を提示することについて
- (3) 契約者が医療系サービスを希望している場合、その必要な場合に主治医等に意見を求めることについて
- (4) 担当する地域包括支援センターまたは、居宅サービス事業者・関係施設等との連携・地域ケア会議等で必要な情報を提供することについて
- (5) 入退院時に医療機関へ必要な情報を提供することについて

16. 担当職員について

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

当事業者は、やむを得ない理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には事前に、ご本人の了解を得ます。

17. 居宅介護支援に係る事業所の義務について

(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

(2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に関わる情報等の提供をうけたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

(3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービス利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その場合において介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

(4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するように求めること、当該事業所をケアプラン(原案)に位置づけた理由を求めることができます。

私は、本書面に基づいて乙の職員(職名 介護支援専門員 氏名)から上記、重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

Ⓜ

利用者の家族等 住所

氏名

Ⓜ

続柄 ()